

「労働者への賃金の支払い等に関する提案」説明会

日時：平成24年7月19日（木）

午前10時～、午後2時～

場所：南庁舎大会議室

次 第

1 開 会

2 総務部調整監あいさつ

3 議 題

- (1) 提案書様式の一部見直しについて
- (2) 評価の考え方について

4 質 疑 応 答

5 閉 会

労働者配置計画書（様式4（別紙））の記入における注意事項等

- 1 職種（A）、概要（B）は、当該工事の直接工事費に含まれる職種・概要について記入してください。
- 2 公共工事設計労務単価（C）は、設計書の「積算情報表」に記載されている設計年度の職種（愛知県）の単価を記入してください。
- 3 通常支払賃金単価（D）は、当該工事前における支払単価を記入してください。複数人を配置予定の場合は、同じ職種でも経験年数、熟練度等により賃金に幅がある場合は、その平均額を記入してください。
- 4 当該工事支払賃金予定単価（E）は、本工事において支払われる予定の単価を記入してください。また、当該工事支払賃金予定単価（E）には、定期昇給及びベースアップの金額は含みません。
- 5 月給制の場合は、通常支払賃金単価（D）及び当該工事支払賃金予定単価（E）について、賃金等の内訳の「月額＋基準内手当＋臨時の給与＋実物給与」の合計額に12月を乗じ、年間所定労働時間で除し、1時間当たりの賃金を算出し記入してください。
その他月給制でない場合は、通常支払賃金単価（D）及び当該工事支払賃金予定単価（E）について、賃金等の内訳の「月額＋基準内手当＋臨時の給与＋実物給与」の合計額を賃金計算期間の労働時間で除し1時間当たりの賃金を算出し記入してください。
- 6 従事予定日数（I）については、従事予定期間の予定労働日数を記入してください。
- 7 従事予定時間（K）については、従事予定期間の予定労働時間（1日あたり）を記入してください。
- 8 施工予定事業者について、自社の場合は「自社施工」、下請負者の場合は、当該予定事業者名を記入してください。
- 9 当該工事支払賃金予定単価（E）については、工事完了後、検証作業において証拠書類の提出（給与明細、給与台帳等）を義務付けるため、提案時には留意すること。

評価の考え方

- ・ 「当該工事支払賃金予定単価（E）／公共工事設計労務単価（C）×100」・・・（F）の水準が適正な工種の延べ人数（J）を評価対象とする。
- ・ 「当該工事支払賃金予定単価（E）－通常支払賃金単価（D）」・・・（G）はすべての職種において（G）≥0を基本とします。

「労働者への賃金の支払い、労働条件の向上及び雇用の創出等に関する提案」に対する評価基準

標準型・簡易型総合評価方式

評価項目		評価指標	評価基準	採点	採点結果	配点	満点	
労働者への賃金の支払い・労働条件の向上・雇用の創出及びその検証方法	a 内容に対する評価	a-1 労働者への法令を上回る賃金等の支払いに関する提案及びその検証方法（提案の内容は適切で、かつ実現性が認められるか）	提案内容とその検証方法の記載があり、その内容が適切で、かつ	内容が特に優れている	3	点	3点	
			・実現性 ・具体性・論理性 ・別表4の具体性・論理性 ・賃金上乘せ	内容が優れている	2			
				内容がやや優れている	1			
				優位性が認められない	0			
		a-2 労働者に対する法令を上回る労働条件に関する提案及びその検証方法（提案の内容は適切で、かつ実現性が認められるか）	提案内容とその検証方法の記載があり、その内容が適切で、かつ	内容が特に優れている	3			
			・通常条件を上回る ・実現性 ・具体性・論理性 ・複数提案	内容が優れている	2			
				内容がやや優れている	1			
		a-3 雇用の創出に関する提案及びその検証方法（提案の内容は適切で、かつ実現性が認められるか）	提案内容とその検証方法の記載があり、その内容が適切で、かつ	内容が特に優れている	3			
			・上乘せ雇用 ・実現性 ・具体性・論理性 ・賃金等水準	内容が優れている	2			
			内容がやや優れている	1				
			優位性が認められない	0				
	下記の3項目に関する提案及びその検証方法について評価する				(合計×1/3)			
	b 効果に対する評価	① 労働者への法令を上回る賃金等の支払いに関する提案及びその検証方法 ② 労働者に対する法令を上回る労働条件に関する提案及びその検証方法 ③ 雇用の創出に関する提案及びその検証方法	b-1 労働者への法令を上回る賃金等の支払いに関する提案及びその検証方法（具体的な効果が認められるか）	労働者への賃金水準・従事延べ人数に対する評価（ただし、a-1項目が0点の場合はb-1項目も0点とする。）	効果が最上位の者を2点とし、相対的に点数を算出する	2	点	10点
			b-2 労働者に対する法令を上回る労働条件に関する提案及びその検証方法（具体的な効果が認められるか）	労働条件に対する効果比較（ただし、a-2項目を踏まえた上での相対評価。a-2項目が0点の場合はb-2項目も0点とする。）	効果が最上位の者を1点とし、相対的に点数を算出する	1	点	
			b-3 雇用の創出に関する提案及びその検証方法（具体的な効果が認められるか）	雇用創出に対する効果比較（ただし、a-3項目を踏まえた上での相対評価。a-3項目が0点の場合はb-3項目も0点とする。）	効果が最上位の者を1点とし、相対的に点数を算出する	1	点	
c 検証方法に対する評価	c-1 労働者への法令を上回る賃金等の支払いに関する提案及びその検証方法（検証方法は適切であるか）	検証方法が適切で、かつ ・確実性 ・容易性 ・提出のタイミング ・特段の工夫 （ただし、a-1項目が0点の場合はc-1項目も0点とする）	検証方法が特に優れている	3	点	3点		
			検証方法が優れている	2				
			検証方法がやや優れている	1				
			優位性が認められない	0				
	c-2 労働者に対する法令を上回る労働条件に関する提案及びその検証方法（検証方法は適切であるか）	検証方法が特に優れている	3					
		検証方法が優れている	2					
		検証方法がやや優れている	1					
	c-3 雇用の創出に関する提案及びその検証方法（検証方法は適切であるか）	検証方法が特に優れている	3					
		検証方法が優れている	2					
検証方法がやや優れている		1						
優位性が認められない		0						
合 計				(合計×1/3)				10点

工事完成後にあらためて見直し評価を行い、求めた点数が契約時の点数を下回った場合、違約計算の対象とする。